

公益財団法人東京連合防火協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京連合防火協会
- (2) 監査対象局 東京消防庁

2 団体の概要

(1) 団体の概要

公益財団法人東京連合防火協会は、昭和22年10月に設立された団体であり、広く都民の生命、身体及び財産を火災その他の災害等から守るために次の事業を推進し、もって都民生活の安心及び安全に寄与することを目的とする。

ア 防火・防災思想の普及高揚及び防災行動力の向上に関する事業

イ 災害時の被害軽減対策の普及及び調査研究に関する事業

ウ 防火・防災に関する専門図書・物品等の出版及び販売並びに消防施設整備利用に関する事業

エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 組織（平成24年3月31日現在）

団体は、事務所を千代田区大手町一丁目3番5号（東京消防庁内）に置き、役員18名（理事長1名、専務理事1名、理事14名、監事2名）（うち非常勤役員17名）及び職員3名で、2課をもって構成されている。

3 都との関係

(1) 補助事業の交付目的、対象経費及び算定方法

都は、団体に対して、防災思想普及事業補助金交付要綱に基づき、東京消防庁以外の者が、防災指導普及事業等を行う場合、その費用の全部又は一部を予算の範囲内で補助している。

(2) 補助金交付状況

都は、団体に対して、平成22年度380万余円、平成23年度376万余円の補助金を交付している。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成22年度及び平成23年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 東京消防庁 平成24年10月16日

(2) 公益財団法人東京連合防火協会 平成24年10月18日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

団体が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

団体は、ポスターの原画制作については団体の経費で行い、ポスターの印刷については補助対象事業として各年度内に5回行っており、その契約金額等は表1のとおりである。

(表1) 補助対象事業の実績

年度等	ポスターの種類	夏の	防災週間	秋の火災	文化財	春の火災	合計 A+B+C+D+E
		事故防止 A	B	予防運動 C	防火デー D	予防運動 E	
平成22年度	印刷枚数(枚)	25,400	25,400	25,400	25,400	25,400	127,000
	契約金額(円)	765,400	765,400	765,400	765,400	745,000	3,806,600
平成23年度	印刷枚数(枚)	24,990	25,400	25,400	25,400	25,400	126,590
	契約金額(円)	765,392	745,000	745,000	765,400	745,000	3,765,792

(注) 各年度における契約金額の合計額が補助金交付額となっている。